栃 木 地 方 最 低 賃 金 審 議 会

議 事 録
議事要旨

（　整理番号　０３１０　）

第４回　栃木地方最低賃金審議会　　令和３年８月２３日　公開

開　催　日　時	令和３年８月２３日（月）		１０時００分～１１時０５分
開　催　場　所	宇都宮市明保野町１－４　宇都宮第２地方合同庁舎５階大会議室		
開　催　状　況	公益を代表する委員	出席　５　人	定数　５　人
	労働者を代表する委員	出席　５　人	定数　５　人
	使用者を代表する委員	出席　５　人	定数　５　人
主　要　議　題	１　栃木地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について ２　栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性について ３　栃木県特定最低賃金の改正決定について（諮問） ４　その他		

議事録・議事要旨	議　　事　　録

事務局	ただ今から、令和３年度第４回栃木地方最低賃金審議会を開催いたします。 ―　定数の確認　― 全委員が出席していることを報告。 ―　傍聴者の報告　― 本日の審議会は、栃木地方最低賃金審議会運営規程に基づき公開とされ、公告の結果７名の傍聴申込みがあり、１名欠席のため６名が傍聴することを報告。 それでは、今後の議事の進行につきまして、会長にお願いしたいと思います。
太田会長	それではここから、私の方で議事を進めさせていただきます。 傍聴者の方は、「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を遵守するようにお願いします。 なお、審議会の秩序を乱し、審議会の進行を妨げるものと認められ

	る場合は退去していただくこともありますので、よろしくお願いいたします。 　それでは最初に、議題（１）の「最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について」ですが、事務局より、当審議会が８月５日に答申した意見を公示した結果について報告してください。
事務局	―　異議申出に関する経過、佐野地区労働組合会議・労働組合わたらせユニオンの連名及びとちぎコープ労働組合、それぞれ異議申出書の提出があったこと、同意見書の意見内容の朗読、意見理由の朗読割愛をもって報告　―
太田会長	ただ今報告のありましたとおり、当審議会の「栃木県最低賃金の改正決定に関する意見」に対しては、異議申出がなされております。 　本日は、この異議申出に関して、栃木労働局長より当審議会に対して諮問が行われます。 　それでは、局長お願いします。
局長・会長	―　諮問文手交　―
太田会長	ただ今、栃木労働局長より、異議申出に関して諮問を受けました。 　事務局は諮問文（写）を全ての委員に配付して、確認してください。
事務局	―　諮問文（写）を各委員に配付　―
太田会長	ただ今の諮問を受け、異議申出に関する審議を行うことといたします。 　まずは、公・労・使それぞれの代表委員において、別室で協議していただき、その後、労働者代表委員、使用者代表委員、公益代表委員の順で、それぞれの御意見を伺いたいと思いますが、よろしいでしょうか。
各代表委員	―　異議なし　―
太田会長	それでは、公・労・使それぞれの代表委員は、協議室にて異議申出に関しての協議をお願いいたします。 　協議時間は 10 分程度とさせていただきます。 　事務局は、それぞれの代表委員を協議室に案内してください。
各代表委員	―　公労使それぞれの協議室にて協議　―
太田会長	それでは、再開します。 　協議の結果につきまして、御意見をお聴きしたいと思います。

	まず、労働者代表委員から御意見をお願いいたします。
菊嶋委員	労働側で協議した結果について、報告いたします。 二つの団体の御意見・御主張の多くは、労働者代表委員から今回の審議会及び専門部会で主張してきた内容と同様であると考えております。 最初に、最低賃金法の「目的」にありますとおり、賃金の低廉な労働者の賃金の最低額を保障し、労働条件の改善、生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争を確保し、国民経済の健全な発展に寄与しなければならないこと、そして、最低賃金を確実に引上げ、セーフティネットとしての機能を果たすことを念頭に、これまで審議を進めてまいりました。 中央最低賃金審議会における地域別最低賃金額改定の目安が答申され、昨年同様、コロナ禍による緊急事態の継続と雇用への影響を理由に「有額の目安を示すことは困難」とする中で、今年度の目安は全国加重平均で 28 円と示されたことについては、コロナ禍においても最低賃金を引き上げていくことの必要性が受け入れられ、審議の結果、全国加重平均で 28 円引き上げられ、連合が目指す「誰もが時給 1,000 円」に向けて一歩前進したものと受け止めております。 また、引上げと併せて、今年度については付帯要求についても確認され、中小企業への各種支援策や生産性向上に資する支援策の周知など、最低賃金を引き上げやすい環境の整備に全力で取り組み、引き続き支援等の拡充・強化を関係行政機関に強く要望することについて確認をいただいております。 社会の不安定化に歯止めをかけ、持続可能な社会を実現していくためにも、生存権を確保した上で、働きの価値に見合う水準としてふさわしい「ナショナルミニマム水準」はいかにあるべきか、欧米並みの水準も意識しつつ、当面目指すべき水準を重視し、真摯に議論を尽くし、三者構成を大事にし、審議を尽くした結果、最終公益の 28 円提示に従い、公労使で審議した経過での結果でございます。その結果につきましては、８月５日付けの答申に至ったものであり、全国の結審状況を見ますと、答申どおりと考えております。 労働側からは以上です。
太田会長	次に、使用者代表委員から御意見をお願いいたします。
鈴木委員	使用者側で協議した結果について、述べさせていただきたいと思います。 まず、審議会及び専門部会において、十分調査審議した結果、８月５日の答申となったものと思っております。 答申にあるように、コロナウイルス感染症で厳しい経営環境にある企業に対しては、最低賃金を引き上げやすい環境の整備、各種支援策の周知等に取り組んでいただきたいと思っております。

	異議申し出の内容については、栃木県最低賃金を時間額1,000円以上に引き上げる等のことでありますが、使用者側委員としましては、新型コロナウイルス感染症による経済活動の制限など影響の長期化は、中小企業の経営に極めて深刻な影響を与えており、特に「人の移動」に関わる業種を中心に依然として回復の見通しがついておりません。 最低賃金は、全ての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティーネットであり、業績の良し悪しに関係なく、一律に強制力を持って適用されるものです。また、下方硬直性が強く、景気後退局面においても実質的に引き下げられないものであり、現状では、時間額1,000円以上とすることは、到底困難であります。 以上のことから８月５日の答申どおりとすることが妥当と考えます。
太田会長	最後に、公益代表委員から御意見をお願いいたします。
黒川委員	公益代表委員で協議しました結果について御報告いたします。 異議申出の内容につきましては、十分に審議をしてきた内容であると考えますので、答申どおりとすることが適当であるとの結論に達しました。 以上です。
太田会長	ただ今の、公・労・使それぞれの代表委員の御意見をとりまとめますと、「これまでの審議において、今回、異議申出された御意見の内容も含めて十分に審議が尽くされており、その結果が８月５日の答申となったものであり、答申どおりとすることが適当」という御意見であったと思いますが、いかがでしょうか。
各代表委員	― 異議なし ―
太田会長	それでは、異議申出の諮問につきましては、「令和３年８月５日付けの答申どおり決定することが適当である」として、答申することといたします。 事務局は、異議申出の諮問に対する答申文（案）を作成してください。
事務局	― 答申文（案）作成 ―
太田会長	事務局は、答申文（案）を全ての委員に配付してください。
事務局	― 答申文（案）配付 ―
太田会長	事務局は、確認のため朗読してください。

事務局	―　答申文（案）朗読　―
太田会長	この答申文（案）について、御意見などございますか。 特に、御意見など無いようでしたら、この答申文（案）のとおり決定します。 よろしいでしょうか。
各代表委員	―　異議なし　―
太田会長	それでは、答申文（案）のとおり決定します。 お手元の答申文（案）の（案）を削除して、本日２３日の日付を記入してください。 事務局は、答申文を作成してください。また、傍聴者用の（写）も準備してください。
事務局	―　答申文作成　―
太田会長	それでは、栃木県最低賃金の改正決定の審議会意見に対する異議申出に関して、審議した結果を栃木労働局長に答申いたします。 局長、よろしくお願いいたします。
会長・局長	―　答申文手交　―
太田会長	ただ今、栃木県最低賃金の改正決定の審議会意見に対する異議申出に関して、栃木労働局長に答申いたしました。 当審議会における栃木県最低賃金の改正決定に係る調査審議は、これをもって終了とさせていただきます。 なお、栃木県最低賃金専門部会については、同専門部会運営規程第10条に「審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。」と規定されておりますので、栃木県最低賃金専門部会は廃止となります。 続きまして、議題（２）の「栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性について」です。 これにつきましては、８月５日に開催された第３回審議会において、塗料製造業を始めとした６つの産業に係る栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性について、局長より諮問を受け、同審議会において、特別小委員会を設置し調査審議を付託しておりました。 ここで、改正決定の申出に係る取下げについて、事務局より報告があります。
事務局	―　７月８日に改正決定の申出があった各種商品小売業 特定最低賃金は、８月６日に取下書の提出が申出者

	よりにあり、同日受理したことを報告。よって、必要性の審議は、「塗料製造業」「はん用機械器具等製造業」「電子部品等製造業」「自動車・同附属品製造業」「計量器等製造業」の５つの産業となることを説明　―
太田会長	ただ今報告があったとおりですが、７月５日に設置した特別小委員会においては、６つの産業に係る特定最低賃金の改正決定の必要性について、特にコロナ禍の影響を受け厳しい経営環境の各種商品小売業に係る必要性について、充分な時間をかけて専門的な審議を予定しておりましたが、当該産業の改正決定の申出が取下げられたことから、８月 17 日に開催予定としていた特別小委員会の開催を取りやめることといたしました。 特別小委員会において審議予定としていた他の特定最低賃金の改正決定の必要性については、これから審議することとさせていただきます。 特定最低賃金の改正決定については、労使それぞれのイニシアティブによるものであること、また労使それぞれの合意形成を尊重するものとされておりますので、よろしくお願い申し上げます。 それでは、「塗料製造業、はん用機械器具等製造業、電子部品等製造業、自動車・同附属品製造業、計量器等製造業」の５つの特定最低賃金の改正決定の必要性について、御意見などいかがでしょうか。
中島委員	意見として、一つ述べさせていただきます。 ６業種ありました特定最低賃金ですが、各種商品小売業については、今回、地域別最低賃金に飲み込まれたという形での取下げであると聞いております。 今年の地域別最低賃金が 882 円になる見込みであり、各種商品小売業の労働協約の最低額が 880 円であったことから、残念ながら取下げを余儀なくされたということであります。決して、改正決定の必要が無くなったわけではありません。特定最低賃金の審議するプロセスの中で、労働協約ケースでは成り立たないということでありますので、残念ですが今回については審議することができないことになりますが、本来であれば、そのタイミングで公正競争ケースを検討するとか、いろいろなことがあったのではないかと思っております。 申出された各商品小売業の労働側から取下げということになりましたが、県内においても、今回の異議申出をなされた栃木コープやわたらせユニオンの皆さんからもありますように、小売りで働く方々の賃金が低いのは事実でありますので、今回は地賃がかなり大幅な引上げがなされましたので、そこに飲み込まれた形になりましたけれど、来年以降において必要が無くなったわけではありませんので、必要がなく取下げになったわけではありませんので、是非とも御理解いただきたいと思いますし、また来年、もし各種商品小売業が公正競争ケー

	スとして、申出等があった際には温かく見ていただき、去年飲み込まれたのだから必要ないだろうということがないよう、今回の議事録の中にも入れていただければありがたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
太田会長	ただ今、取下げにかかる事情なり背景について説明いただきました。これについては議事録に明記いただき、参考にさせていただきたいと思います。 それでは、各種以外の５つの産業について、労働者代表委員は改正決定の必要があるということでよろしいですね。
労働者代表	はい。
太田会長	使用者代表委員はいかがでしょうか、改正決定の必要を認めるということでよろしいでしょうか。
使用者代表	はい。
太田会長	それでは、労使の合意が整いましたので、「塗料製造業、はん用機械器具等製造業、電子部品等製造業、自動車・同附属品製造業、計量器等製造業」の５つの特定最低賃金について、「改正決定することを必要と認める」との結論で決議してよろしいでしょうか。
各代表委員	― 異議なし ―
太田会長	それでは、塗料製造業を始めとした５つの産業は「改正決定することを必要と認める」として、栃木労働局長に答申することといたします。 事務局は答申文（案）を作成し、全ての委員に配付してください。
事務局	― 答申文（案）作成の上、配付 ―
太田会長	事務局は、確認のため答申文（案）を朗読してください。
事務局	― 答申文（案）朗読 ―
太田会長	この答申文(案)について、御意見などございますか。
各代表委員	― 意見等なし ―
太田会長	御意見など無いようでしたら、この答申文（案）のとおり決定してよろしいでしょうか。

各代表委員	―　異議なし　―
太田会長	それでは、答申文（案）のとおり決定します。 お手元の答申文（案）の（案）を削除して、本日８月２３日の日付を記入してください。 事務局は、答申文を作成してください。また、傍聴者用の（写）も準備してください。
事務局	―　答申文を作成　―
太田会長	それでは、栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性について、審議した結果を栃木労働局長に答申いたします。 局長、お願いいたします。
会長・局長	―　答申文手交　―
太田会長	続きまして、議題（３）の「栃木県特定最低賃金の改正決定について」です。 ただ今、５つの産業に係る栃木県特定最低賃金について、改正決定の必要を認める旨の答申を行いました。 これにより、栃木労働局長から「塗料製造業、はん用機械器具等製造業、電子部品等製造業、自動車・同附属品製造業、計量器等製造業」の５つの産業に係る栃木県特定最低賃金の改正決定について諮問があります。 それでは局長、お願いいたします。
局長・会長	―　諮問文手交　―
太田会長	ただ今、局長から５つの産業に係る栃木県特定最低賃金の改正決定について、諮問を受けました。 事務局は、諮問文（写）を全ての委員に配付してください。
事務局	―　諮問文（写）配付　―
太田会長	事務局は、確認のため朗読しください。
事務局	―　諮問文（写）朗読　―
太田会長	それでは、ただ今の栃木県特定最低賃金の改正決定の諮問により、最低賃金法第 25 条第２項の規定に基づき、栃木県特定最低賃金専門部会を設置し審議することといたします。 それでは、特定最低賃金専門部会の委員の推薦手続きについて、事務局より説明をお願いします。

事務局	―　推薦手続きについて説明　―
太田会長	続いて、関係労使の意見聴取等の手続きについて、事務局より説明をお願いします。
事務局	―　意見聴取手続について説明　―
太田会長	専門部会委員の推薦手続き、及び関係労使からの意見聴取手続き、いずれも期限があります。 特に、専門部会委員の推薦手続きについては、期限が９月３日までと短期間になりますので、御留意いただきたいと思います。 続きましては、専門部会に関して、次の２点をお諮りしたいと思います。 最初に、栃木県特定最低賃金専門部会の運営規程（案）をお諮りしたいと思います。 事務局は、机上配付された運営規程（案）について、説明をお願いします。
事務局	―　特定最低賃金専門部会運営規程（案）の説明　―
太田会長	ただ今の運営規程（案）の説明について、御意見などございますか。
各代表委員	―　意見等なし　―
太田会長	御意見など無いようでしたら、運営規程は原案どおり決定いたします。 この規程は、本日より施行いたしますので、お手元の運営規程（案）の(案)を削除し、附則の施行期日に令和３年８月２３日の日付を記入してください。 次に、最低賃金審議会令第６条第５項の適用についてです。 専門部会の決議については、最低賃金審議会令第６条第５項において、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」ことを規定しております。 当審議会においては、従前より、専門部会における決議が「全会一致」である場合に限り、これを適用することとしておりますが、いかがいたしましょうか。
各代表委員	―　例年どおり　―
太田会長	それでは、栃木県特定最低賃金専門部会において、「全会一致」での決議となった場合に限り、審議会令第６条第５項を適用し、これを審

	議会の決議といたします。 　最後に議題（４）の「その他」ですが、委員の皆様、何かございますか。
各代表委員	―　意見、質問等なし　―
太田会長	特に無いようでしたら、事務局は今後の日程等について説明してください。
事務局	―　日程等の説明　―
太田会長	ただ今の説明について、何か御質問などございますか。
各代表委員	―　質問等なし　―
太田会長	特に御質問など無いようであれば、本日の議事につきましては、審議会運営規程第７条第１項の規定により議事録を作成し、同条第２項の規定により公開といたします。 　議事録の内容確認を私のほか、労使それぞれの代表委員のどなたかにお願いしたいのですが、どなたがよろしいでしょうか。
各代表委員	―　労使それぞれの代表委員で協議　―
太田会長	それでは、労働者代表菊嶋委員、使用者代表鈴木委員にお願いいたします。 　最後に、局長より御挨拶があります。 　局長、よろしくお願いいたします。
局　長	本日は、栃木県最低賃金の改正決定に係る異議申出に関しての答申と、栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性についての答申をいただきました。誠にありがとうございます。 　栃木県最低賃金の改正決定につきましては、本日の答申を踏まえまして、これまでの本県の最低賃金を 28 円引き上げまして、時間額 882 円、発効を 10 月１日と決定をいたします。 　今後につきましては、10 月１日の発効に向けて、広く県民の皆様への周知・広報に行うとともに、事業者の皆様方が最低賃金を引き上げやすい環境の整備に努めていくこことしております。 　また、発効後におきましては、最低賃金の履行の確保と、生産性向上や賃金引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の皆様への支援も併せて行ってまいります。 　もう一つの栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性につきましては、前回の審議会で諮問させていただきまして、５つの産業について「必要性あり」との答申をいただきました。また、本日諮問させてい

太田会長	ただきました、特定最低賃金の改正決定につきましては、労使委員の皆様にイニシアティブを発揮いただきまして、活発な御審議をお願い申し上げます。 　本日は誠にありがとうございました。 　ありがとうございました。 　以上により、本日の審議はすべて終了しました。 　これをもって、第４回栃木地方最低賃金審議会を閉会といたします。 　今後ともよろしくお願いいたします。